

発議第14号

別紙のとおり「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の拡充と早期実現を求める意見書を提出するものとする。

平成25年12月10日提出

発議者 三島市議会全議員

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の拡充と早期実現を
求める意見書（案）

2012年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が、議員立法により全会一致で可決成立した。

成立から1年以上を経てようやく復興庁から基本方針が示され閣議決定されたが、その内容は、当事者意向の把握等の手続きが充分とは言いがたい。

福島第一原子力発電所事故からは2年が経過したが、今なお、多くの方が住み慣れた地域を離れて避難されており、住宅や仕事の確保、子どもの健康不安をはじめ、二重生活や帰省の費用等、様々な負担を強いられている。また、被曝による健康被害、とりわけ子ども、若い世代への影響を考えれば一刻も早い対処が必要である。

よって、国においては、被災者の現状を真摯に受け止め、市民・被災当事者を交えた評議会を実施し、原発事故子ども・被災者支援法の改善を図るとともに、その事情に応じて特段の支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

三 島 市 議 会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
復 興 大 臣 様